

令和7年度 児童虐待の対応について

鹿児島市 こども未来局
こども家庭支援センター

内容

虐待が疑われるケースへの対応

- 1 虐待発見のポイント
- 2 虐待対応の流れ
- 3 虐待の通告・相談先



1 虐待発見のポイント こどもの様子(未就学児)

身体面

- ・ 不自然な傷がある（あざ・目の周りの傷、火傷等）
- ・ 身長や体重の発達が著しく良くない
- ・ 身体が汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯多数） 等

対人関係

- ・ 保育士を試す、独占したがる、異常に甘える
- ・ 保育士や他児に乱暴、威圧的、攻撃的である
- ・ 保護者の前では従順になる 等

生活面

- ・ 衣服がいつも不潔である
- ・ 予防接種や健診を受けていない 等



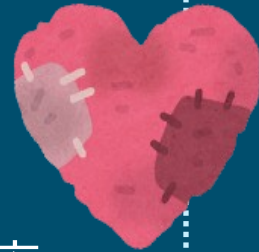
こどもの様子(小学生以上)

身体面

- ・ 不自然な傷がある（あざ・目の周りの傷、火傷等）
- ・ 身長や体重の発達が著しく良くない
- ・ 身体が汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯多数） 等

対人関係

- ・ 挑発的、反抗的、攻撃的、威圧的、乱暴、暴言
- ・ 落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、集中困難
- ・ 極端に無口、表情が乏しい
- ・ 触られること、近づかれることをひどく嫌がる
- ・ 過度なスキンシップを求める
- ・ 人にへばりつくようにしてくる
- ・ 緊張度が高い、怯える、人を寄せ付けない
- ・ 親や周りの大人の顔色を伺い、言動に過敏に反応
- ・ 無気力、うつ状態、自傷行為、自尊心の欠如



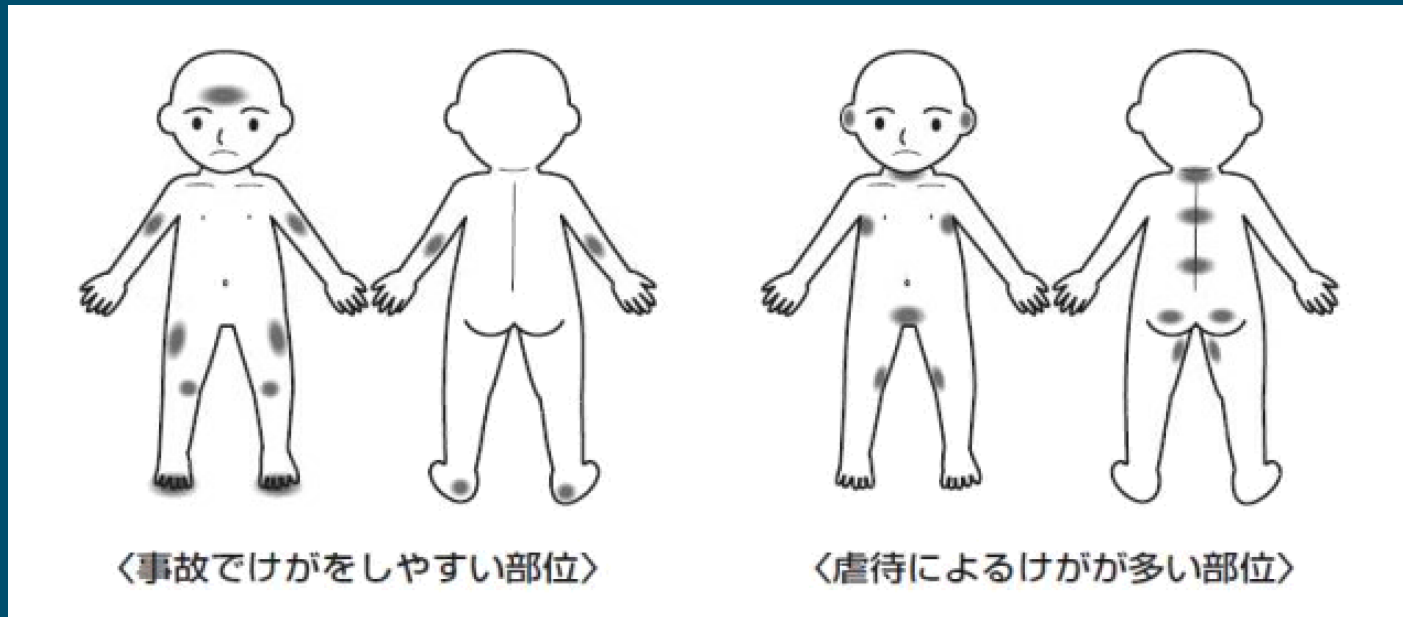
こどもの様子(小学生以上)

生活面

- ・ 家に帰りがらない
- ・ 衣服が不潔である、ぼさぼさ髪、悪臭
- ・ 必要な医療受診をしていない
- ・ 給食をがつがつ食べる
- ・ 急に性器への関心が高まる
- ・ 他の子どもの性器をさわろうとする
- ・ 性的な話題が増える
- ・ 年齢に不釣り合いな性的知識がある
- ・ 性的非行がある
- ・ 無断で外泊がある
- ・ 家出、不登校、万引き、虚言、非行、問題行動と見られる行動



こどもの様子



普通に転んで出来る外傷はひざやおでこなど身体の出っ張った部分に多い。おなか、背中、耳、外陰部など普通に転んだだけではぶつけにくい部分の外傷は虐待を疑う。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）
子どもに関わる多職種のための子ども虐待初期対応ガイド（日本小児保健協会）

2 虐待対応の流れ 児童虐待の通告・相談

児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。



「虐待を受けた児童」



「虐待を受けたと思われる児童」

虐待の事実が明らかでなくても、児童虐待があったと思われる場合であれば、【通告義務】が生じることになる

虐待対応の流れ①（発見）

発見

- ・ 保育場面、学校場面での観察、送迎時の保護者の様子
- ・ けがやあざの理由について、こどもや保護者から直接聞き取りを行う



傷やあざを確認した日時

こどもの説明

親の説明

傷やあざの程度 (写真)

傷やあざに対する保護者の処置

参考：「保育現場のこども虐待対応マニュアル」（倉石哲也）

虐待対応の流れ②

(こどもからの聞き取りをする場合)

聞き方

- ・ 誘導質問ではなく、オープンクエスチョン形式で尋ねる
- ・ 虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市町村（虐待対応担当課）職員などの専門の部署が対応するため、学校等ではあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしない
- ・ その後の司法的な対応に影響がある

早期対応

- ・ 児童相談所等は重大事案については通告から数時間で一時保護に係る一連の手続きをとるため、早期に通告し、こどもの在校時間内にその後の対応まで終わられるようする

こどもの 反応

- ・ こどもは自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していない
- ・ 安全・安心が確保されておらず虐待を受ける危険性がある状況では「虐待されている」とは言い出せない
- ・ どんなに辛くても自分から保護者を悪く言うことができない
- ・ 保護者から見捨てられる不安をもっている
- ・ 一度虐待を受けていることを認めても後に撤回する

性的虐待

- ・ こどもは自分が悪いと思い込んでいる
- ・ 保護者から脅しや口止めがある
- ・ 家族が自分の告白で困った立場に立たされてしまうことへの不安感、自分の身はどうなるのだろうという恐れ
- ・ こどもは部分告白、試しの告白をして大人の反応を見る

3 虐待の通告・相談先等

【基本的な通告・相談先】

□ 鹿児島市こども家庭支援センター(099-808-2665)

【こどもに傷あざがある場合、家に帰りたくないと言った場合等】

□ 警察(110)

□ 県中央児童相談所(189 イチハヤク)

(参考) こどもと女性の相談室

□ 家庭児童相談(099-216-1262)

□ 女性相談(099-216-1263)

ご清聴ありがとうございました。
こどもや保護者の身近な支援者として、
これからもサポートをお願いいたします。

